

■発注者への作業結果の報告 (令和3年4月から開始)



元請業者は、アスベスト工事が適切に行われているかを確認し、その結果を発注者へ報告する義務が設けられます。

■事前調査結果の報告 (令和4年4月から開始)



一定規模以上等の建築物等について、石綿含有建築材料の有無に関わらず、事前調査結果を市へ報告する義務が設けられます。
※電子システム等による報告

■有資格者による事前調査 (令和5年10月から開始)



解体等を施工(予定)する建築物等については、「建築物石綿含有建材調査者」等有資格者による事前調査が必要になります。

■リスクコミュニケーション実施について



解体等工事を行う場合、振動・騒音や石綿飛散防止対策について周辺住民の不安解消のため、工事に係る事前調査結果や作業工程等を説明し、情報を共有することをリスクコミュニケーションと呼んでいます。リスクコミュニケーションの実施により、近隣住民から理解され信頼関係を築くことで作業を円滑に進められます。

方 法：①説明会、②戸別訪問、③チラシ配布、④回覧等 (※①、②が望ましい)

内 容：事前調査結果、作業期間、作業方法等

※リスクコミュニケーション実施し、作業実施届出が必要な石綿排出等工事の場合には市環境対策課まで報告してください。

問い合わせ先
さいたま市 環境局 環境共生部 環境対策課
〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4
TEL：048-829-1330/FAX：048-829-1991

このチラシは1000部作成し1部あたりの印刷費用は39円です。



大気汚染防止法の改正により

(令和3年4月から開始)

石綿(アスベスト)工事のルールが変わります

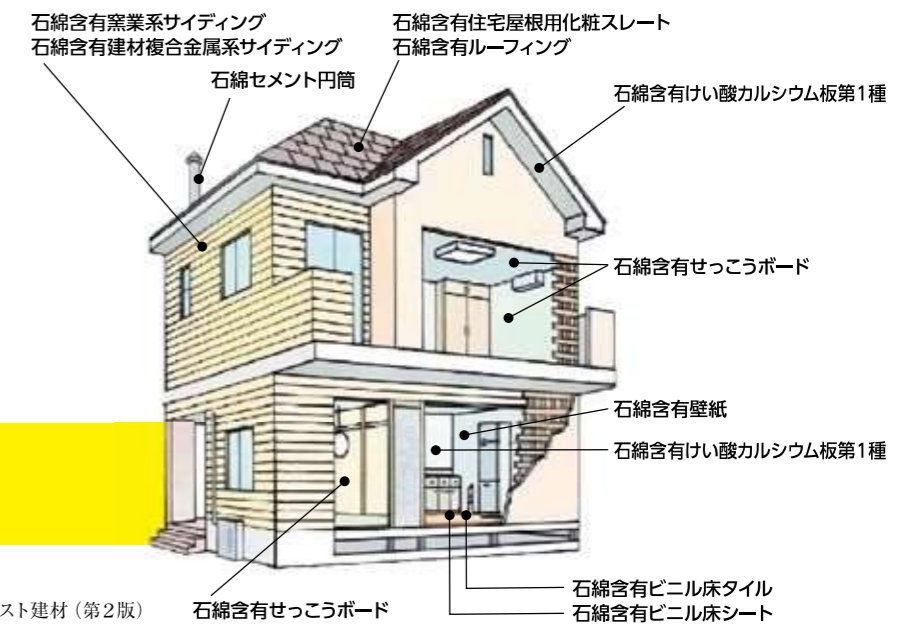
■石綿含有の建築材料の取り扱い方法が見直されます

- すべての石綿含有の建築材料に作業基準が適用されます。
- 石綿含有仕上塗材(※1)の吹付け施工・ローラー塗り等の施工方法に関わらず取り扱いが見直されました。
- 作業(実施)基準(※2)を遵守する必要がある方に下請負人が追加されました。

	改正後	改正前
石綿含有成形板除去作業に係る作業(実施)基準の遵守義務	義務あり	作業基準の規定なし(従来より本市条例では作業実施基準規定あり)
石綿含有仕上塗材に係る作業(実施)の届出	不要	必要
作業(実施)基準を遵守する者	元請業者及び下請負人 自主施工者	特定工事を施工する者

※1 石綿含有仕上塗材のうち石綿含有吹付けパーミキュライト・パーライトは吹付け石綿(いわゆるレベル1)に該当します。

※2 作業(実施)基準とは…石綿含有建築材料の排出等作業に係る
①計画の作成
②掲示
③実施状況の記録・保存
④除去等完了後の確認等を行うこと。



戸建て住宅における石綿含有成形板の使用例

(出典) 目で見えるアスベスト建材(第2版)

■事前調査の実施・記録・保存・掲示・備置き

- 解体等工事を行う場合は、すべての石綿含有建築材料(いわゆるレベル3を含む)の使用の有無について事前調査が必要です。
- 事前調査の結果に関しては、記録の作成(発注者への説明)・公衆から見やすいように掲示(サイズA3以上)・現場への備置きや保存(解体等工事終了後3年間)が必要になります。

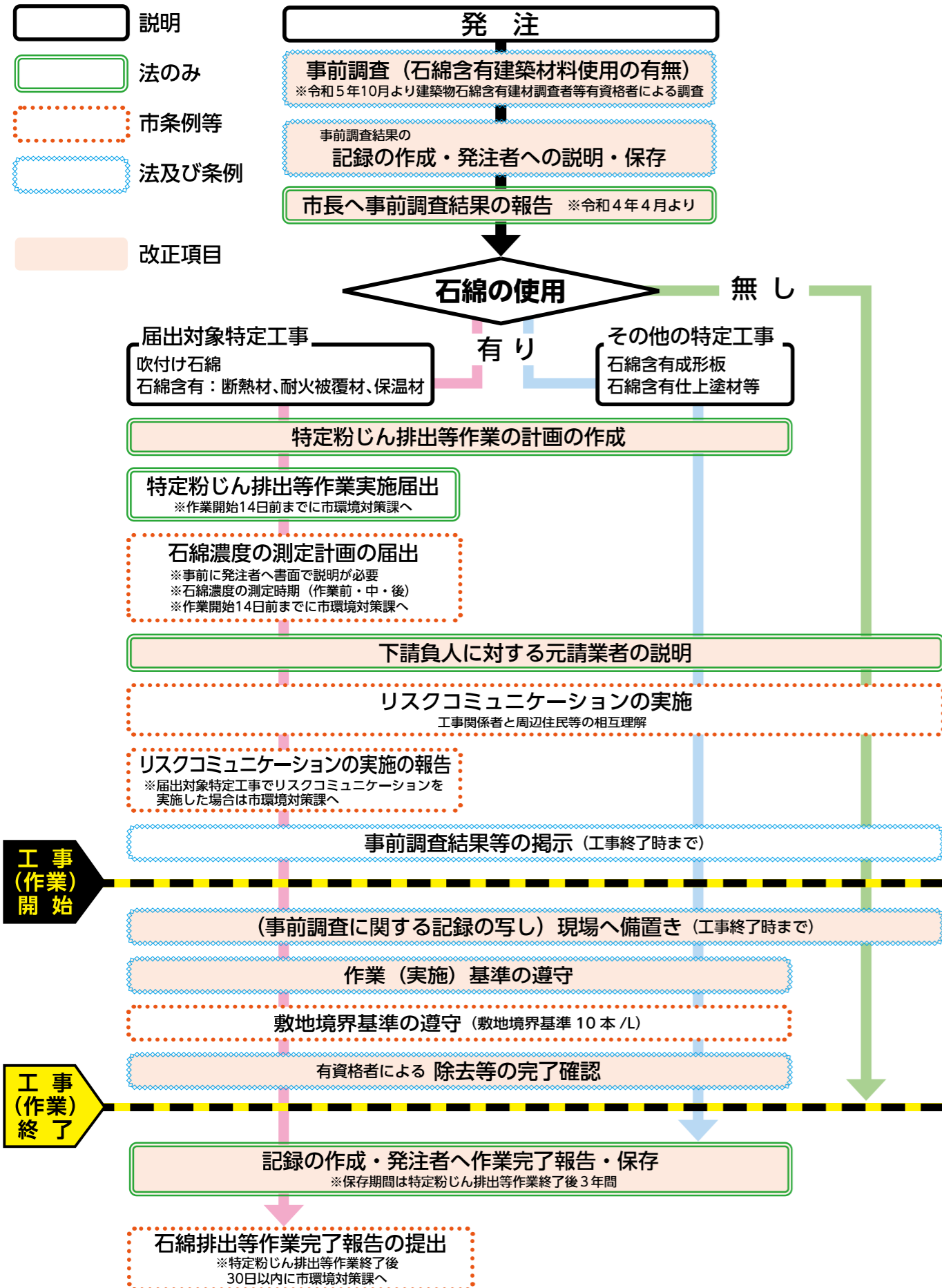
事前調査とは…設計図書、目視、分析などによる調査のこと

備置きとは…現場で事前調査に関する記録の写しを確認できる状態にしておくこと

特定工事とは…石綿含有建築材料(いわゆるレベル1~3のすべて)の除去・囲い込み等の作業が必要となる工事

建築物・工作物を解体・改造・補修する作業を伴う建設工事

石綿飛散防止対策の流れ



解体等工事に伴う手続き等関係者対応一覧

期間の目安	項目	提出先 または 相手方	解体等工事			備考
			特定工事		石綿なし	
			作業実施届出必要	作業実施届出不要		
解体等工事の 事前準備	設計図書, 目視, 分析による事前調査		元自	元自	元自	令和5年10月より有資格者による調査が必須になります。
	事前調査結果の記録の作成・保存		元自	元自	元自	工事が終了した日から3年間保存です。
	事前調査結果の発注者への説明	発	元	元	元	記録作成後遅滞なく書面で報告してください。
	事前調査結果の報告	市	元自	元自	元自	令和4年4月より報告が必須になります。※電子等による届出。
	特定工事の発注者等の配慮	元下	発	発	発	工期・費用及び設計図書等の情報の提供。
特定粉じん排出等作業開始の 14日以上前	特定粉じん排出等作業計画書の作成		元自	元自		特定工事（いわゆるレベル3も含む）は計画書の作成が必要です。
	特定粉じん排出等作業実施届出	市	発自			届出より14日経過後に着手ができます。必要に応じ計画変更命令を行うこともあります。
	石綿濃度測定計画の説明	発	元			
	石綿濃度測定計画届出	市	発自			市条例による届出。※届出者は発注者です。
下請負人への説明	下請負人への説明	下	元(下)	元(下)	元(下)	
	下請負人への説明	下	元(下)	元(下)	元(下)	
掲示前の実施が望ましい	リスクコミュニケーションの実施※3	(近隣)	(発自)	(発自)	(発自)	適切な情報提供は苦情の軽減に繋がります。
実施後速やかに	リスクコミュニケーションの実施報告※3	(市)	(発自)			
特定粉じん排出作業開始の7日前	事前調査結果の公衆から見やすいように掲示		元自	元自	元自※2	サイズA3以上で、全体工事終了時まで掲示が必要です。
特定粉じん排出等作業の期間中	事前調査に関する記録の写しを現場へ備置き		元自	元自	元自	工事期間中現場で事前調査結果を確認できる状態にしてください。
	作業(実施)基準の遵守		元下自	元下自		遵守していないと認める場合は作業基準適合命令等を行います。
	敷地境界基準の遵守		元下自	元下自		敷地境界基準 大気中の石綿濃度：10本/L
	敷地境界基準の超過の際の報告義務	市	元下自	元下自		敷地境界基準超過した場合は直ちに報告してください。 (1本/Lを超過した場合参考として報告してください。)
	除去又は囲い込み等の完了の確認		元自	元自		有資格者による確認を行ってください。
特定粉じん排出等作業完了後 30日以内	特定粉じん排出等作業の記録・保存		元自	元自		特定工事が終了した日から3年間保存です。
	特定粉じん排出等作業完了報告	発	元	元		記録作成後遅滞なく書面で報告してください。
	石綿排出等作業完了報告書の提出	市	発自			全体工事終了前に提出が必要となる場合があります。

表の表記方法

元：元請業者、下：下請負人、発：発注者、自：自主施工者、市：市長（さいたま市環境対策課）

※1）石綿含有仕上塗材のうち吹付けパーライト・パーミキュライトについては吹付け石綿（レベル1）に相当します。

※2）石綿無の場合は解体等建設工事着手（前）日より掲示を行ってください。

※3）「さいたま市建築物等の解体等工事における石綿飛散防止対策に係るリスクコミュニケーションに関する指針」により。